

みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R5-No.22 (2023.12.19)



バス専用レーンについて知っていますか？

バス専用レーンが設けられている場合、道路標識等によって指定されているバス以外の車両は通行できません。

ただし、例外として通行可能になる場合は次のとおりです。

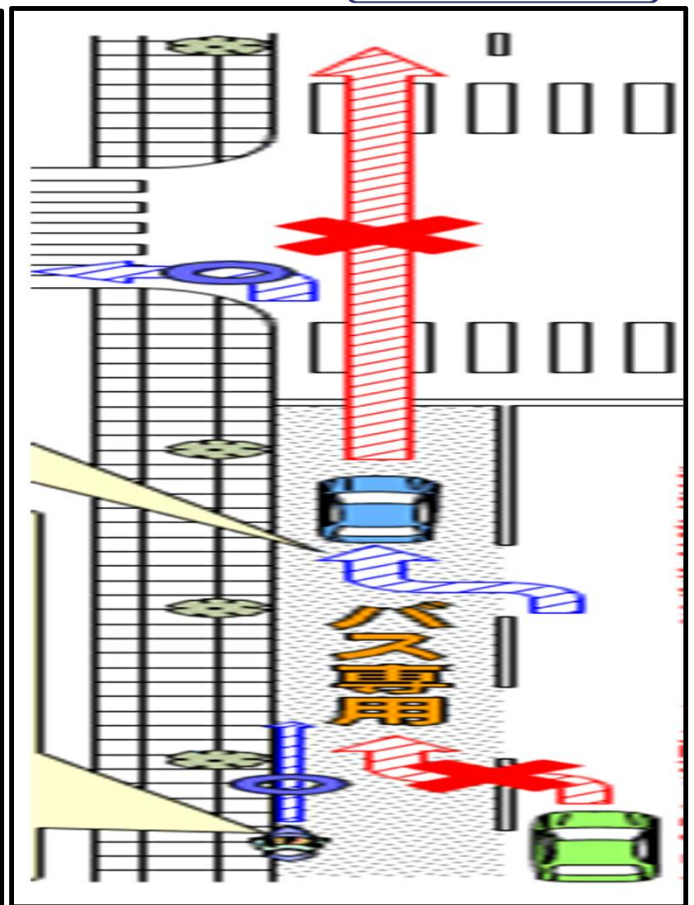
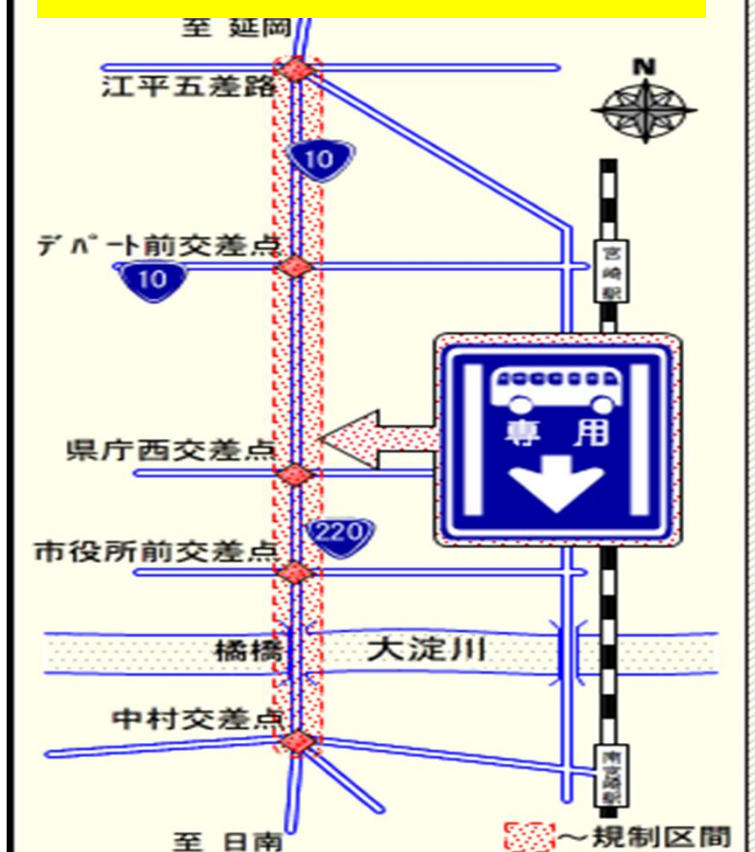
- 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車などの軽車両
- 交差点を左折する場合
- 道路の状況その他の事情で、やむを得ない場合

バス専用レーンの標識



宮崎県内で、バス専用レーンが設置されているのは、下記のとおり、江平五差路から中村交差点の区間となっています。

バス専用レーン規制区間（宮崎市）



バス専用レーンの曜日・時間

曜日 土曜日、日曜日、休日を除く平日
時間帯 朝 7:30～8:30
夕 17:30～18:30

バス専用レーンのある交差点を左折する際は、上のイラストのように、交差点直前（約30メートル手前）から車線変更を行って左折して下さい。

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。